

SSの廃棄物処理について

SSから排出される主な廃棄物

ガソリンスタンドから排出される廃棄物は主に次のようなものがある。

1. 廃油 (特管産廃)
2. 廃プラスチック類 (廃タイヤ) (普通産廃)
3. 汚泥 (特管産廃)
4. 金属くず (廃エレメント) (特管産廃)
5. 廃酸 (廃バッテリー) (特管産廃)

組合では、組合の指定業者（県産業廃棄物処理業協会加盟業者）により定期または随時に回収処分している。

また、マニフェスト（産業廃棄物管理表「積荷目録」ともいう）により適正に処分するよう指導している。

硫酸ピッチの不法投棄

不正な脱税軽油を密造する過程で生成される硫酸ピッチが全国各地で不法投棄されている。

「硫酸ピッチ」の不法投棄問題(環境問題としてもクローズアップ)

●不正軽油の製造過程で生成される「硫酸ピッチ」の不法投棄事件が急増

【「硫酸ピッチ」について】

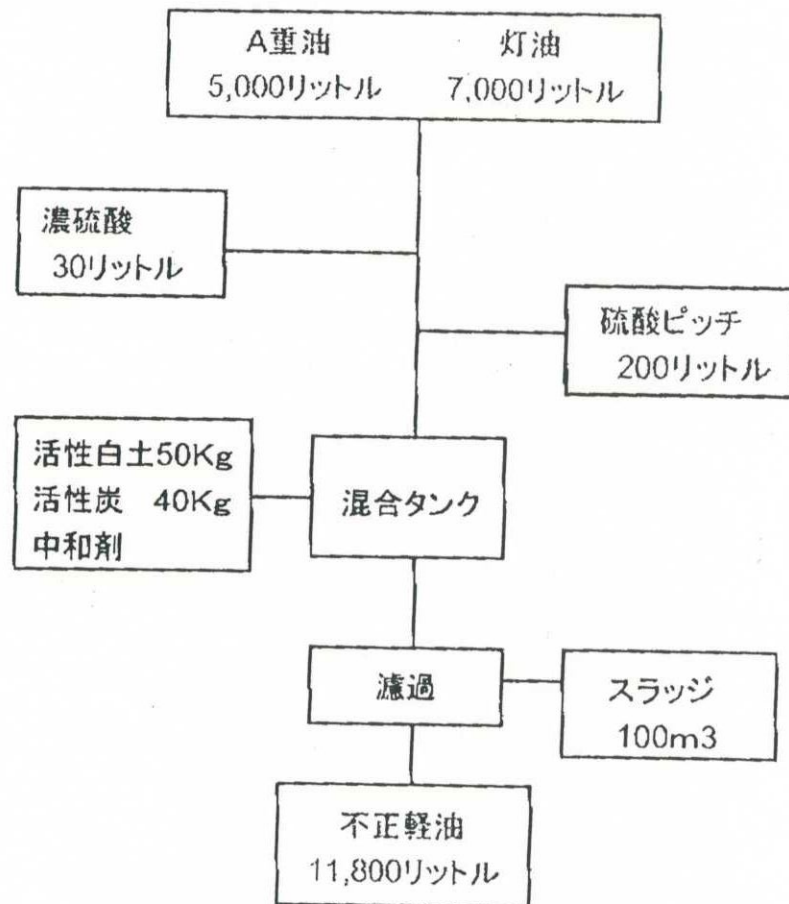
- ・1995年頃から散発的に発生していたが、2000年以降から急増。関東で急増しているが東北、中部、中・四国にも拡散し、全国各地で健康被害や土壌汚染が問題となっている。
- ・不正軽油の原料となるA重油と灯油には識別剤(クマリン)が添加されているが、不正軽油の製造過程において識別剤を除去するために濃硫酸を混入することにより「硫酸ピッチ」が生成される(左記フロー図参照)。
- ・皮膚に触れるとただれ、目に入ると失明の恐れがある。また、水が混じると亜硫酸ガスが発生し、吸い込むと気管や肺に障害が出る。土壌や地下水への汚染も深刻化。

【「硫酸ピッチ」にかかる脱税額試算】

- ・不正軽油12KLを製造するごとに硫酸ピッチが200L(ドラム缶1本相当)生成される。
 - ・「硫酸ピッチ」の不法投棄はドラム缶で10万本程度といわれている(15年4月14日/テレビ朝日)。
- (試算) $12\text{KL} \times 10\text{万本} \times 32,100\text{円/KL} = 385\text{億}2,000\text{万円}$

* 軽油引取税収予算(11,283億円:15年度)の3.4%相当

不正軽油製造フロー



本来は、地方税法上の問題であるが、硫酸ピッチは人体はもちろん土壌や地下水など環境を著しく破壊することから、大きな社会問題となっている。

こうした犯罪行為は組織的に行われており、当局は、法改正も含めた緊急かつ厳格な措置を講じる必要がある。

このことから私ども業界団体（全石連）としては、専門家（神野東京大学大学院教授外9名）による研究会を発足させ検討をいただき、その結果を報告書にまとめ関係省庁（総務庁）に提言している。

⇒ ポイント

- ①不正軽油の製造防止を中心とする脱税対策
(供給—製造—販売—購入までの一本化した罰則の強化)
- ②製造軽油にかかる課税方式の変更
- ③脱税にかかる罰則の引き上げ
- ④軽油引取税の組織的犯罪の取り締まり強化
- ⑤消防当局との情報連絡の仕組みの整備
- ⑥脱税摘発に実績を上げている都道府県に対する地方交付税措置

以上

	会社名	脱税額	法人に対する罰金	代表者等	個人に対する罰金	懲役	判決等	
1	プロメディアオイル	11億1,500万円	5,000万円 (求刑どおり)	山岸良	—	3年(求刑4年) (実刑判決)	2002年5月23日	東京地裁判決(一審)
2	いわき石油	6,000万円	100万円	遠藤正一 (同一経営者)	2,000万円	1年6月(求刑)	2002年9月25日	福島地裁(論告求刑)
	富士鉱油		100万円					
3	拓栄産業	3億2,039万円	1,800万円 (求刑2,000万円)	野田直孝 渡辺俊博	—	1年8月(求刑2年) (実刑判決)	2003年2月26日	松山地裁判決(一審)
4	道信	7億1,594万円	2,400万円 (求刑3,000万円)	五江渕信男 (同一経営者)	80万円 (求刑100万円)	3年(求刑4年6月) (実刑判決)	2003年3月31日	宇都宮地裁判決(一審)
	檸檬企画		160万円 (求刑200万円)					
5	佐藤正三 (元石油販売業)	約21億円	*「三港商会」に名義貸し(共犯) 利益の大半は「三港商会」と認定	—	—	2年(求刑2年) (執行猶予4年)	2003年4月30日	東京地裁判決(一審)
6	内外エナジー	7億4,000万円	—	藪田昌吾 (同一経営者)	*「第一石油化学」のダミー会社 (共同正犯)	2年6月(求刑同左) (執行猶予5年)	2003年5月7日	名古屋地裁判決(一審)
	安土精油		1,000万円 (求刑どおり)					
7	大惣商事	8,370万円	200万円 (求刑どおり)	菅原雅洋	200万円 (求刑どおり)	1年6月(求刑同左) (執行猶予5年)	2003年5月12日	徳島地裁判決(一審)

(参考)

8	吉井国雄 (元製油製造業)	*「硫酸ピッチ」処分にかかる廃棄物処理法違反 委託基準違反(第12・14条)、罰則(第26条)	80万円 (求刑100万円)	2年(求刑2年) (執行猶予4年)	2003年3月26日	宇都宮地裁判決(一審)
---	------------------	--	-------------------	----------------------	------------	-------------

(軽油引取税に係る脱税に関する罪)

第700条の28 第700条の11第2項の規定によつて徴収して納入すべき軽油引取税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた軽油引取税の特別徴収義務者は、5年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 偽りその他不正の行為によつて第700条の14の規定によつて納付すべき軽油引取税の全部又は一部を免れた納税者は、5年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第1項の納入しなかつた金額又は前項の免れた税額が200万円を超える場合においては、情状により当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、200万円を超える額でその納入しなかつた金額又は免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第1項又は第2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

産廃物処理業者と 処分計画を策定へ

【青森】五所川原市 硫酸ピッチ不法野積み問題

青森県

ドラム缶2000本処理めぐり

行政代執行も視野

【青森】五所川原市の産廃物処理業者が二千本以上の硫酸ピッチ入りドラム缶を不法に野積みしていた問題で、青森県不正軽油対策協議会の委員でもある県の小石康雄環境政策課課長は十七日「時間の経過とともにドラム缶が腐食する。放置したままにしておけば問題」とし、当該処理業者との間で硫酸ピッチの具体的な処理方法について計画を策定しつつあることを明らかにした。

当該処理業者は、千葉の知人からドラム缶入り硫酸ピッチ(二百リットル)を一本当たり二万六千円で処理を請け負ったといわれるが、敷地内に運び込まれた二千本を越えるドラム缶は野積み状態となつたまま。この問題について小山石課長は「長期的には行政代執行も視野

に入れていく」との見解を示し、具体的には「処分については計画を立てている。ドラム缶の腐食が進んで中身が漏れれば汚染が拡散する。これを防ぐため詰め替えを行う」と言明。この計画には当該処理業者も同意しているという。今後、当該業者と処理計画を詰め

ていく方針のようだ。ただこうした問題では、原因者、排出者もどこまで責任能力があるかという点が焦点となる。これまでは問題が表面化し、公になった時点でほとんどの業者が事業が立ち行かなくなり、倒産、廃業に追い込まれるケースが多い。行政から

撤去命令を受けても責任が果たせない事例がほとんどだ。その後の処理は行政側が肩代わりする行政代執行にゆだねることになる。当然ながら行政代執行では県税を使って処理される。今年六月、むつ市、東通村に三百二十本の硫酸ピッチが不法

投棄された事案では、約三千万円の費用をかけて撤去が行われた。この事案では汚染された土壌も処分されたが、換算すると一本当たり約九万四千円かかった計算になる。今回の場合、県はあくまでも手順を踏みながら硫酸ピッチの処理を進める方針だが、計画が立ち行かなくなれば、最終手段として行政代執行となる可能性のあることを示唆している。

地区ガソリン市況急落

本庄地区 秋田市下回る価格に危機感

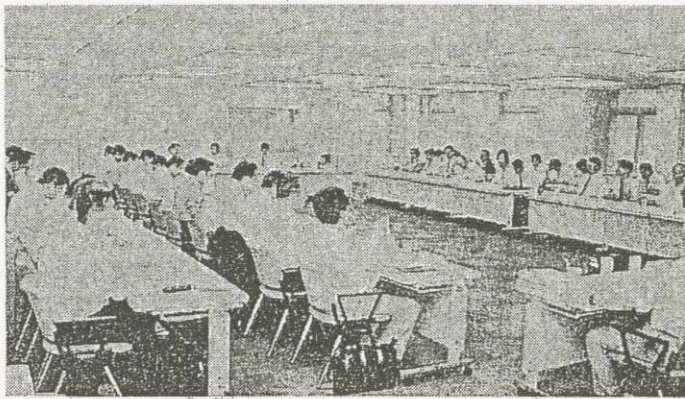
【本庄市＝秋田】本庄地区のガソリン市況が下押しに転じている。一部SSの異業種追随をきっかけに十月入りに市況が急落、SS店頭価格(看板)はセルフSS、フルSSとも二円値下がりました。セルフ価格で秋

田市の九十四円を下回る逆転現象が発生し、販売筋に緊急事への懸念が広がっている。セルフSS九十五円、フルSS九十七円で横ばい推移していた店頭ガソリン市況は、九十五円看

硫酸ピッチ不法投棄を阻止

27自治体が重点活動

連絡会議で連携強化を確認



大多数の自治体が参加するなど、硫酸ピッチ問題の重大性が改めて浮き彫りになった

硫酸ピッチの不法投棄対策強化に向けて、関東近郊の自治体が連携強化に乗り出した。関東・甲信越・静岡、福島の一部15市で構成する「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(産廃スクラム27)」は22日、「硫酸ピッチ不法投棄問題連絡会議」を設置して初会合を開き、一部13市の関係者が出席して硫酸ピッチ不法投棄対策のための相互連携強化が不可欠との認識で一致、「不正軽油を製造する行為自体を規制する法改正を行うべき」などの強い指摘がなされるとともに、硫酸ピッチの入ったドラム缶がこれまで1万5000本以上発見され、未処理分もまだ7600本以上残っていることも明らかになった。

産廃スクラム27は産廃物意識が高まっていることを踏まえ、今年度の重点活動方針として「硫酸ピッチの不法投棄撲滅」を掲げており、実践行動に着手した格好だ。個別テーマでの連絡会議を設置するのは初めてで、自治体の危機意識を反映している。初会合では、「不適切保管や不法投棄は住民通報をきっかけに発覚することが

法だけでなく不正軽油が18万本以上製造されていることがわかった。

こうした現状を踏まえた意見交換では、「不正軽油を製造し、硫酸ピッチを貯め込んでいるケースがあるが、警察、消防、産廃など各行政分野での違法行為がなければ手を出せない」とどこも法の壁に阻まれていた自治体が顔を揃えた。

構成メンバーは12都県(福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡、山梨)および15市(いわき、郡山、宇都宮、千葉、船橋、さいたま、川越、横浜、川崎、横須賀、相模原、新潟、長野、静岡、浜松)で、初会合には新潟市と浜松市を除いた自治体が顔を揃えた。省庁間でも連携強化を確認している。今月11日には環境省、経済産業省、総務省、警察庁が「硫酸ピッチ不適正処分事案関係省庁連携」を出した格好だ。

硫酸ピッチ



愛媛 巡回パトロールが発見

【松山】愛媛県越智郡玉川町の山中にある倉庫から硫酸ピッチの入ったドラム缶1400本が発見された。同倉庫は1999年こ

ろから軽油密造施設として利用されていたことから、同県では密造の残滓物と見て厳しく追及する。今回見つかった硫酸ピッチ入りドラム缶は今月初めに巡回パトロールが発見した。刺激臭のある物質が倉庫床下から流出しているのを県職員が目撃し、調査の結果、硫酸ピッチと確

認した。同県は倉庫の所有者から事情を聴取し、所有者立ち会いで11日に倉庫内を確認したところ、1400本の硫酸ピッチ入りドラム缶が4段積みになっていた。倉庫の所有者は「ドラム缶は香川県の男性が持ち込んだ」としており、「99年に軽油引取税脱税で調査を

経産・環境・総務三省と警察庁

来月にも共通実施可能の施策まとめ

「硫酸ピッチ不適正処分事案 関係省庁連絡会議」開催

経済産業・環境・総務の三省と警察庁は、第二回「硫酸ピッチ不適正処分事案関係省庁連絡会議」を経産省で開催し、各省庁が現在取り組んでいる施策と、今後省庁をまたいで共同で取り組んでいくことが可能と思われる事例を提出した。早ければ十一月に開催される第三回会合で最大公約的な事項を精査し、共通実施可能な施策などをまとめた考えだ。

第二回会合での各官庁の報告内容をみると、まず「経産省資源エネルギー庁」では、軽油引取税の脱税を目的として灯油やA重油を混和した不正軽油の流通は、石油流通市場での公正な取引を著しく歪めるもので、エネ庁としては従来から「揮発油などの品質の確保などに関する法律（品確法）」にもとづく立入検査や試算分析を行い、クマリロン（識別剤）反応が出た事案があれば関係機関に連絡するなどこれまで経産省および地方税務局などと協力して不正軽油の流通防止に努めてきているとした。

① 具体的対策としては、①「品確法」にもとづく立入検査を実施している。

②「関係機関への情報提供」としては、同協会による試算分析や各地方経産局の立入検査時に、軽油のクマリロン反応が発見された場合、総務省および各都道府県に情報提供している。

③「識別剤の添加」としては、クマリロンの不正除去に対応するため、屋内燃焼器具用燃料である灯油への添加物として使用した場合の人体への安全性についても十分検討しつつ、新識別剤の研究・開発を実施している。

次に「総務省消防庁」では、現在の実施事項としては、不正軽油密造に伴い、危険物の無許可貯蔵・取り扱いが行われている事実を把握した場合には速やかに立入検査を行い、危険物係安上の是正（危険物の撤去）に努めているとした。

関係省庁連絡会議は、今後省庁をまたいで共同で取り組んでいくことが可能と思われる事例を提出した。早ければ十一月に開催される第三回会合で最大公約的な事項を精査し、共通実施可能な施策などをまとめた考えだ。

「硫酸ピッチ不適正処分事案 関係省庁連絡会議」開催

説

努力がある限り将来は明るい

中国が有人衛星の打ち上げに成功して、宇宙開発の分野でも世界に躍り出た。工業生産力では、安い人件



五年後、日量七万バレル生産

カタールとシェールグループ

GTLプラント建設
 昭和シェル石油は、ロイヤル・ダッチ/シェールグループがカタールの新産業の

啓蒙を促す世界最大規模のGTL装置を約五十億ドルを投じて建設し、五年後に第一期の日量七万バレルの生産を開始すると、二十日発表した。同装置は、天然ガスからガソリン、軽油、ナフサ等を取り出すもので、二〇一〇年以降生産能力は約十五万バレルのフル稼働に乗り出し、同国の経済発展を後押しすることになっている。

同グループと同国は、生産および生産分与の統合協定を締結し、このプロジェクトを発足させた。この統合協定には、同プロジェクトの税務条件全般から日量十、億立方メートルのガスを生産するノース・フィールド・ガス田の中の鉱区の開発も含まれている。

合意書の調印は、カタール・ペトロリアム社を代表したアドウラ・ビン・ハマド・アル・アッティヤ第二副首相兼エネルギー工業相とサー・フィリップ・ワッツ同グループ会長（写真）が行った。

具体的な計画は、アップストリームガス・コンデenser施設を造り、陸上にGTL装置を建設するもの。天然ガスから取り出す製品は、主としてガソリンや軽油、ナフサ、さらにノルマル・パラフィン、潤滑

命令・罰則適用などを図るとともに、硫酸ピッチの所在を含め、関係機関と情報の共有化を図っているとした。

今後各官庁をまたいで連携が可能と思われる事案としては①関係機関間の情報共有化を図っているとした。

「総務省自治税務局」では、現在取り組んでいる施策として、①軽油引取税全額協議会の設置②全国一斉路上取調査の実施③政府広報および各都道府県による不正軽油撲滅のための動き④「軽油引取税調査事務研修」および「軽油識別分析手法実技研修」に都道府県担当者が参加⑤関係都道府県が連携して不正

事案の調査を実施の不正業者の摘発をあげた。

最後に「環境省」では、関係官庁が合同で取り組むことが可能な事案として①都道府県および保健所設置市の産業廃棄物部局と警察、都道府県税、石油流通、危険物管理、毒劇物管理などの担部局・関係機関と連携し、情報の共有化を図る（情報の共有化を促進するために中央官庁から依頼文書を出す）②密造軽油の不売買に関する広報活動の充実をあげた。

報共有化の立入検査、違反処理に当たってのスタラム体制③これらの前提として、県単位を想定した連絡協議会の設置を提案した。

り、命がたがったことなうかがわされている。それでも、九月から十月はじめにかけてのガの幼虫との激しい戦いの後を物語るようなきききや筋のみの葉っぱがあちこちに無残な姿をみせている。

MOバッテリー

二副首相兼エネルギー工業相とサー・フィリップ・ワッツ同グループ会長（写真）が行った。